

平成30年1月15日

各位

会社名 株式会社ネクスグループ  
 代表者名 代表取締役社長 秋山 司  
 (JASDAQ・コード6634)  
 問合せ先  
 役職・氏名 代表取締役副社長 石原 直樹  
 電 話 03-6759-8970

## 第14回ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年2月23日開催の当社第33回定時株主総会で承認されました「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行日	平成30年1月15日
(2) 新株予約権の発行数	900個 (各新株予約権1個当たりの株式数100株)
(3) 新株予約権の発行価額	金銭の払込を要しないものとする。
(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式90,000株
(5) 新株予約権の行使に際しての払込金額	1株当たり金458円
(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	金41,220,000円
(7) 新株予約権の行使期間	平成32年1月16日から平成35年1月15日
(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本及び資本準備金に組み入れる額	資本に組み入れる額 1株当たりの払込金額のうち金229円 資本準備金に組み入れる額 1株当たりの払込金額のうち金229円
(9) 新株予約権の割当対象者数	当社の取締役 5名 子会社の取締役 3名 子会社の従業員 2名

### 2. 支配株主との取引等に関する事項

本件新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の親会社である株式会社フィスコの取締役を兼務する深見 修氏を割当対象としていますので、支配株主との取引等に該当しております。

#### (1) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、コーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際に

おける少数株主の保護の方策に関する指針」について、「支配株主との取引については、各取引における市場状況等を把握し当該市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えないように適切に対応しております。」と定めております。本件新株予約権は、当該指針に則って決定されております。なお、兼任取締役に対する本ストック・オプションの割当は、当社の業績と株価に対し、一定の責任をもつことにより株主の皆さまとの利害の共有化を図ることを目的とし、これにより、当社の業績及び企業価値の向上が期待され少数株主を含めた株主の皆さまへの利益の拡大につながるものと考えており、上記の指針に沿うものと判断しております。

(2) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、第 33 回定時株主総会に上程し、承認可決されているとともに、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

本決議には、当社の親会社である株式会社フィスコの取締役を兼務する深見 修氏が参加しておりますが、当社顧問弁護士より、株主総会で決議された範囲でのストック・オプションの付与は利益相反に該当しない旨の意見を得ております。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

本件新株予約権の発行を決定した平成 30 年 1 月 15 日の取締役会の決議に際して、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外取締役 松平 定知氏より、本件新株予約権が社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(ご参考)

取締役会決議	平成 30 年 1 月 15 日
株主総会承認日	平成 29 年 2 月 23 日

以上